

中「(以下)の項及び第五項において「居住日」という。」の属する」とあるのは「の属する」と、「四年内(居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が同条第一項に規定する平成十三年前期(以下この項及び第五項において「平成十三年前期」という。)内の日である場合には十三年内とし、居住日が同条第一項に規定する平成十三年後期(以下この項及び第五項において「平成十三年後期」という。)内の日である場合には八年内外とする。)」とあるのは「四年内」と、「同条第一項の」とあるのは「同項の」と、「居住者が、当該居住日」とあるのは「居住者が、同日」と、「五年内(当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は当該居住日が平成十三年前期内の日である場合には十四年内とし、当該居住日が平成十三年後期内の日である場合には九年内外とし、当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十五年である場合には九年内外とする。)」とあるのは「五年内」と、同条第五項中「居住日」とあるのは「前条第一項に規定する居住の用に供した日」と、「四年内(居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年前期内の日である場合には十三年内とし、居住日が平成十三年後期内の日である場合には八年内外とする。)」とあるのは「四年内」と、「前条第一項」とあるのは「同項」と、「から当該居住日」とあるのは「から当該居住の用に供した日」とする。

第二項の規定により新租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同条第十一項の規定の特例その他第二項から前項までの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置)

第四十二条 第二条の規定による改正前の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「旧震災特例法」という。)第十六条第一項に規定する居住者が、同項に規定する住宅の再取得等(以下この条において「住宅の再取得等」という。)をし、かつ、平成十年十二月三十一日以前に同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合におけるその者の平成十五年分までの各年分の所得税については、旧震災特例法第十六条の規定の例による。この場合において、同項中「平成十三年十二月三十一日」とあるのは「平成十年十二月

この項及び第五項において「居住日」という。) の属する」とあるのは「の属する」と、「四年内(居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が同条第一項に規定する平成十三年前期(以下この項及び第五項において「平成十三年前期」という。)内の日である場合には十三年内とし、居住日が同条第一項に規定する平成十三年後期(以下この項及び第五項において「平成十三年後期」という。)内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年若しくは平成十五年である場合には八年内とする。)」とあるのは「四年内」と、「同条第一項」とあるのは「同項の」と、「居住者が、当該居住日」とあるのは「居住者が、同日」と、「五年内(当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は当該居住日が平成十三年前期内の日である場合は十四年内とし、当該居住日が平成十三年後期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十四年若しくは平成十五年である場合には九年内とする。)」とあるのは「五年内」と、同条第五項中「居住日」とあるのは「前条第一項に規定する居住の用に供した日」と、「四年内(居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年前期内の日である場合は十三年内とし、居住日が平成十三年後期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年若しくは平成十五年である場合には八年内とする。)」とあるのは「四年内」と、「前条第一項」とあるのは「同項」と、「から当該居住日」とあるのは「から当該居住の用に供した日」とする。

(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置)

第四十二条 第二条の規定による改正前の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税
関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」という。）第十六条第一項
に規定する居住者が、同項に規定する住宅の再取得等（以下この条において
「住宅の再取得等」という。）をし、かつ、平成十年十二月三十一日以前に同項
に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定める
ところによりその者の居住の用に供した場合におけるその者の平成十五年分まで
の各年分の所得税については、旧震災特例法第十六条の規定の例による。この場
合において、同項中「平成十三年十二月三十一日」とあるのは、「平成十年十二月

7 第二項の規定により新租税特別措置法第四十一條の規定の適用を受ける場合における同条第八項の規定の特例その他第二項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(住宅の取得等をした場合の所得控額の特別控除の控除額に関する特例に関する経過措置)

第四十二条 第二条の規定による改正前の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」という。）第十六条第一項に規定する居住者が、同項に規定する住宅の再取得等（以下「」の条において「住宅の再取得等」という。）をし、かつ、平成十年十一月三十一日以前に同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合におけるその者の平成十五年分までの各年分の所得税については、旧震災特例法第十六条の規定の例による。この場合において、同項中「平成十三年十一月三十一日」とあるのは「平成十年十一月三十一日」とある。

三十一日」と、「住宅取得等特別税額控除額」とあるのは「住宅借入金等特別税額控除額」と、同条第三項中「第四十一条第七項」とあるのは「第四十一条第十項」とする。

2.4 省略

(法人税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百四十七条 法人税法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

附 則

(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しに関する経過措置)

第五条 新法人税法第五十七条第五項の規定は、同項に規定する適格合併等に係る同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人となる法人の平成十三年四月一日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額及び同条第二項の規定により法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたもの(次項において「みなし欠損金額」という。)について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

2 前項に規定する法人が平成十三年四月一日以後に開始する事業年度において新法人税法第五十七条第五項に規定する適格合併等を行い、かつ、当該法人にみなし欠損金額がある場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(法人税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百四十八条 前条の規定による改正後の法人税法等の一部を改正する法律附則第五条の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百四十九条 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附 則

三十一日」と、「住宅取得等特別税額控除額」とあるのは「住宅借入金等特別税額控除額」と、同条第三項中「第四十一条第七項」とあるのは「第四十一条第八項」とする。

2.4 同上

附 則

(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しに関する経過措置)

第五条 新法人税法第五十七条第六項の規定は、同項に規定する適格合併等に係る同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人となる法人の平成十三年四月一日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額とみなされたもの(次項において「みなし欠損金額」という。)について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

2 前項に規定する法人が平成十三年四月一日以後に開始する事業年度において新法人税法第五十七条第六項に規定する適格合併等を行い、かつ、当該法人にみなし欠損金額がある場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(法人税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百四十八条 前条の規定による改正後の法人税法等の一部を改正する法律附則第五条の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百四十九条 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附 則

(欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置)

第二十七条 省略

第二十七条 同上

(欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置)

3 新租税特別措置法第六十六条の十二第五項の規定により読み替えて適用する法人税法（次項において「読み替え後の法人税法」という。）第五十七条第五項の規定は、同項に規定する適格合併等に係る同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人となる法人の平成十三年四月一日以後に開始する事業年度において生ずる設備廃棄等による欠損金額（新租税特別措置法第六十六条の十二第一項に規定する設備廃棄等による欠損金額をいう。以下この項において同じ。）

及び新租税特別措置法第六十六条の十二第四項の規定により読み替えて適用する法人税法第五十七条第二項の規定により同項に規定する合併法人等の各事業年度において生じた設備廃棄等による欠損金額とみなされたもの（以下この項及び次項において「みなし設備廃棄等欠損金額」という。）がある場合の当該みなし設備廃棄等欠損金額について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において生じた旧租税特別措置法第六十六条の十二第二項に規定する設備廃棄等による欠損金額については、なお従前の例による。

4 前項に規定する法人が平成十三年四月一日以後に開始する事業年度において新租税特別措置法第六十六条の十二第四項に規定する適格合併等を行い、かつ、当該法人にみなし設備廃棄等欠損金額がある場合における読み替え後の法人税法第五十七条第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 新租税特別措置法第六十六条の十三第七項の規定により読み替えて適用する法人税法（次項において「読み替え後の法人税法」という。）第五十七条第五項の規定は、同項に規定する適格合併等に係る同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人となる法人の平成十三年四月一日以後に開始する事業年度において生ずる特例欠損金額（新租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項に規定する特例欠損金額をいう。以下この項において同じ。）及び新租税特別措置法第六十六条の十三第六項の規定により読み替えて適用する法人税法第五十七条第二項の規定により同項に規定する合併法人等の各事業年度において生じた特例欠損金額とみなされたもの（以下この項及び次項において「みなし特例欠損金額」という。）がある場合の当該みなし特例欠損金額について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において生じた旧租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項に規定する特例欠損金額については、なお従前の例による。

6 前項に規定する法人が平成十三年四月一日以後に開始する事業年度において新

3 新租税特別措置法第六十六条の十二第五項の規定により読み替えて適用する法人税法（次項において「読み替え後の法人税法」という。）第五十七条第六項の規定は、同項に規定する適格合併等に係る同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人となる法人の平成十三年四月一日以後に開始する事業年度において生ずる設備廃棄等による欠損金額（新租税特別措置法第六十六条の十二第一項に規定する設備廃棄等による欠損金額をいう。以下この項において同じ。）

及び新租税特別措置法第六十六条の十二第四項の規定により読み替えて適用する法人税法第五十七条第二項の規定により同項に規定する合併法人等の各事業年度において生じた設備廃棄等による欠損金額とみなされたもの（以下この項及び次項において「みなし設備廃棄等欠損金額」という。）がある場合の当該みなし設備廃棄等欠損金額について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において生じた旧租税特別措置法第六十六条の十二第二項に規定する設備廃棄等による欠損金額については、なお従前の例による。

4 前項に規定する法人が平成十三年四月一日以後に開始する事業年度において新租税特別措置法第六十六条の十二第四項に規定する適格合併等を行い、かつ、当該法人にみなし設備廃棄等欠損金額がある場合における読み替え後の法人税法第五十七条第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 新租税特別措置法第六十六条の十三第七項の規定により読み替えて適用する法人税法（次項において「読み替え後の法人税法」という。）第五十七条第六項の規定は、同項に規定する適格合併等に係る同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人となる法人の平成十三年四月一日以後に開始する事業年度において生ずる特例欠損金額（新租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項に規定する特例欠損金額をいう。以下この項において同じ。）及び新租税特別措置法第六十六条の十三第六項の規定により読み替えて適用する法人税法第五十七条第二項の規定により同項に規定する合併法人等の各事業年度において生じた特例欠損金額とみなされたもの（以下この項及び次項において「みなし特例欠損金額」という。）がある場合の当該みなし特例欠損金額について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において生じた旧租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項に規定する特例欠損金額については、なお従前の例による。

6 前項に規定する法人が平成十三年四月一日以後に開始する事業年度において新

租税特別措置法第六十六条の十三第六項に規定する適格合併等を行い、かつ、当該法人にみなし特例欠損金額がある場合における読替え後の法人税法第五十七条第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

租税特別措置法第六十六条の十三第六項に規定する適格合併等を行い、かつ、当該法人にみなし特例欠損金額がある場合における読替え後の法人税法第五十七条第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第三十三条 省略

254省略

5 公有水面埋立法第二条第一項の免許を施行日前に受けて行われた旧租税特別措置法第八十三条第二項に規定する公共的建設事業の用に供する土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「の所有権の取得をした場合には、「とあるのは「に係る当該免許の取得をした場合には、当該免許に係る」と、「当該取得後」とあるのは「当該土地の取得後」と、「千分の三」とあるのは「千分の一」とする。

6・7省略

8 旧租税特別措置法第八十四条第一項に規定する法人が、平成十九年三月三十一日までに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から同項に規定する土地の所有権又は地上権を取得した場合には、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「日本鉄道建設公団」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と、「平成十三年三月三十一日」とあるのは「平成十九年三月三十一日」と、「地上権の設定」とあるのは「地上権の設定若しくは移転」とあるのは「地上権の設定若しくは移転」とする。

(租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百五十条 前条の規定による改正後の租税特別措置法等の一部を改正する法律附則

第二十七条第三項から第六項までの規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百五十二条 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第三十三条 同上

254同上

5 公有水面埋立法第二条第一項の免許を施行日前に受けて行われた旧租税特別措置法第八十三条第二項に規定する公共的建設事業の用に供する土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「の所有権の取得をした場合には、「とあるのは「に係る当該免許の取得をした場合には、当該免許に係る」と、「当該取得後」とあるのは「当該土地の取得後」とする。

6・7同上

8 旧租税特別措置法第八十四条第一項に規定する法人が、平成十九年三月三十一日までに日本鉄道建設公団から同項に規定する土地の所有権又は地上権を取得した場合には、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十三年三月三十一日」とあるのは「平成十九年三月三十一日」と、「地上権の設定」とあるのは「地上権の設定若しくは移転」とする。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第二十三条 省 略

2521 省 略

22 第十三項、第十五項、第十七項、第十九項及び前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第五十二条の二及び第五十二条の三の規定の適用については、新租税特別措置法第五十二条の二第一項中「又は第四十四条の四から第四十八条まで」とあるのは、「若しくは第四十四条の四から第四十八条まで又は租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十五号)附則第二十三条第十三項、第十五項、第十七項、第十九項若しくは第二十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条(第一項第一号に係る部分に限る。)、第四十六条の三(第一項第三号に係る部分に限る。)、第四十七条(第一項に係る部分に限る。)、第四十一条の二若しくは第四十八条」とする。

23・24 省 略

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第三十三条 省 略

2521 省 略

15 旧租税特別措置法第八十三条の五第一項に規定する沿道整備権利移転等促進計画に基づき、平成十六年二月三十一日までに同項に規定する遮音上有効な機能を有する建築物等若しくは工作物又は沿道地区施設の用に供することとされている土地を取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十四年三月三十一日」とあるのは「平成十六年三月三十一日」と、「千分の二十五」とあるのは「千分の八」とする。

16・18 省 略

(法人税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百五十二条 法人税法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

(連結欠損金額に関する経過措置)

附 則

(法人の減価償却に関する経過措置)

第二十三条 同 上

2521 同 上

22 第十三項、第十五項、第十七項、第十九項及び前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第五十二条の二及び第五十二条の三の規定の適用については、新租税特別措置法第五十二条の二第一項中「又は第四十四条の九から第四十八条まで」とあるのは、「若しくは第四十四条の九から第四十八条まで又は租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十五号)附則第二十三条第十三項、第十五項、第十七項、第十九項若しくは第二十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条(第一項第一号に係る部分に限る。)、第四十六条の三(第一項第三号に係る部分に限る。)、第四十七条(第一項に係る部分に限る。)、第四十一条の二若しくは第四十八条」とする。

23・24 同 上

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第三十三条 同 上

2521 同 上

15 旧租税特別措置法第八十三条の五第一項に規定する沿道整備権利移転等促進計画に基づき、平成十六年三月三十一日までに同項に規定する遮音上有効な機能を有する建築物等若しくは工作物又は沿道地区施設の用に供することとされている土地を取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十四年三月三十一日」とあるのは、「平成十六年三月三十一日」とする。

16・18 同 上

(連結欠損金額に関する経過措置)

附 則

第十八条 新法人税法第八十一条の九第一項第二号に規定する連結子法人が附則第三条第一項の適用を受けて新法人税法第四条の二の承認を受けた同条に規定する他の内国法人である場合において、当該連結子法人の最初連結事業年度（新法人税法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日が当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の最初連結事業年度開始の日の翌日以後となるときは、当該連結子法人の最初連結事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度において生じた新法人税法第五十七条第一項に規定する欠損金額（同条第二項の規定により欠損金額とみなされたものを含み、同条第五項の規定によりないものとされたものを除く。）又は新法人税法第五十八条第一項に規定する災害損失欠損金額を同号に定める欠損金額とみなして、新法人税法第八十一条の九の規定を適用する。

2 省略

第十八条 新法人税法第八十一条の九第二項第一号に規定する連結子法人が附則第三条第一項の適用を受けて新法人税法第四条の二の承認を受けた同条に規定する他の内国法人である場合において、当該連結子法人の最初連結事業年度（新法人税法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日が当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の最初連結事業年度開始の日の翌日以後となるときは、当該連結子法人の最初連結事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度において新法人税法第五十七条第一項に規定する欠損金額（同条第二項の規定により欠損金額とみなされたものを含み、同条第六項の規定によりないものとされたものを除く。）又は新法人税法第五十八条第一項に規定する災害損失欠損金額を同号に定める欠損金額とみなして、新法人税法第八十一条の九の規定を適用する。

2 同上

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第一百五十三条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

(目的)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「協定」という。）を実施するため、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、消費税法（昭和六十三年法律第八百八号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）、地方道路税法（昭和三十年法律第四百四号）、石油ガス税法（昭和四十年法律第八百五十六号）及び石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）の特例を設けることを目的とする。

(石油石炭税法の特例)

第十条の三 政令で定める手続により所轄税務署長の承認を受けて原油、ガス状炭

(目的)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「協定」という。）を実施するため、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、消費税法（昭和六十三年法律第八百八号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）、地方道路税法（昭和三十年法律第四百四号）、石油ガス税法（昭和四十年法律第八百五十六号）及び石油税法（昭和五十三年法律第二十五号）の特例を設けることを目的とする。

(石油税法の特例)

第十条の三 政令で定める手続により所轄税務署長の承認を受けて原油又はガス状炭

化水素又は石炭の採取場から移出する石油石炭税法に規定する原油又はガス状炭化水素又は水素又は石炭で次に掲げるものについては、政令で定める手続により、石油石炭税を免除する。

一・二 省略

2 第十条第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた原油、ガス状炭化水素又は石炭で所轄税務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がされないものについて準用する。

一・二 同上

2 第十条第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた原油又はガス状炭化水素で所轄税務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がされないものについて準用する。

(免税物品の譲渡禁止等)

第十一條 第七条及び第十条から前条までの規定により消費税、揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油石炭税の免除を受けた資産、揮発油、課税石油ガス又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭は、第七条第一項各号、第十条第一項各号、第十一条第二項第一項各号又は前条第一項各号に規定する用途以外の用途に供するため譲渡又は譲受け(これらの委託を受けて、若しくは媒介のため所持し、又は譲渡のため譲渡又は譲受けをした者、若しくは媒介をする者に所持させることを含む。次項において同じ。)をしてはならない。ただし、政令で定める手続により所轄税務署長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項に規定する資産、揮発油、課税石油ガス又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭が第七条第一項各号、第十条第一項各号又は前条第一項各号又は第十一条第二項第一項各号に規定する用途以外の用途に供するため譲渡又は譲受けをされたときは、税務署長は、当該譲受けをした者(当該譲受けをした者が判明しない場合には、前項本文に規定する所持をした者)から当該資産、揮発油、課税石油ガス又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭についての第七条第一項、第十条第一項が第七条第一項各号、第十条第一項各号、第十一条第二項第一項各号又は前条第一項各号に規定する用途以外の用途に供するため譲渡又は譲受けをされたときは、税務署長は、当該譲受けをした者(当該譲受けをした者が判明しない場合には、前項本文に規定する所持をした者)から当該資産、揮発油、課税石油ガス又は原油若しくはガス状炭化水素についての第七条第一項、第十条第一項、第十一条第二項又は前条第一項の規定による免除に係る消費税額、揮発油税額及び地方道路税額及び地方道路税額、石油ガス税額又は石油石炭税額に相当する消費税、揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油石炭税を直ちに徴収する。この場合において、当該消費税、揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油石炭税の納稅地は、当該譲受けがあつた時(前項ただし書の承認があつた場合には、その承認があつた時)における当該資産、揮発油、課税石油ガス又は原油若しくはガス状炭化水素の所在地とする。

炭化水素の採取場から移出する石油税法に規定する原油又はガス状炭化水素で次に掲げるものについては、政令で定める手続により、石油税を免除する。

3・4 省略

及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第一百五十四条 前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった石油税については、なお従前の例による。

第一百五十五条 附則第百五十三条の規定の施行前に同条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条の三第一項の規定により石油税の免除を受けた原油又はガス状炭化水素は、附則第百五十三条の規定の施行後に同条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、同法第十条の三第二項又は第十一条第二項の規定を適用する。

第一百五十六条 附則第百五十三条の規定の施行前にした行為及び附則第百五十四条の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る附則第百五十三条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第一百五十七条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

（目的）

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「協定」という。）を実施するため、関税法（昭和二十九年法律第六十号）、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）、とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）、特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）、消費税法（昭和六十三年法律第八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和六十三年法律第八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法

（目的）

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「協定」という。）を実施するため、関税法（昭和二十九年法律第六十号）、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）、とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）、特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）、消費税法（昭和六十三年法律第八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和六十三年法律第八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法

(昭和五十九年法律第七十一号)、揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)、地方道路税法(昭和三十年法律第一百四号)、石油ガス税法(昭和四十年法律第一百五十六号)、石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)及び輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の特例を設けることの目的とする。

(内国消費税の免除)

第七条 前条の規定の適用を受ける物品については、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税、石油ガス税並びに石油石炭税(以下「内国消費税」という。)を免除する。ただし、保税工場又は総合保税地域において製造され、又は自動車用の石油ガス容器に充てんされた物品及び内国消費税の免除を受けて輸出された物品で、同条第一号に掲げる物品に該当するものは、この限りでない。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第一百五十八条 前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった石油税については、なお従前の例による。

第一百五十九条 附則第一百五十七条の規定の施行前に同条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条の規定により石油税の免除を受けた原油、石油製品又はガス状炭化水素は、附則第一百五十七条の規定の施行後に同条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、同法第八条の規定を適用する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第一百六十条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

(昭和五十九年法律第七十一号)、揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)、地方道路税法(昭和三十年法律第一百四号)、石油ガス税法(昭和四十年法律第一百五十六号)、石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)及び輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の特例を設けることを目的とする。

(内国消費税の免除)

第七条 前条の規定の適用を受ける物品については、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税、石油ガス税並びに石油税(以下「内国消費税」という。)を免除する。ただし、保税工場又は総合保税地域において製造され、又は自動車用の石油ガス容器に充てんされた物品及び内国消費税の免除を受けて輸出された物品で、同条第一号に掲げる物品に該当するものは、この限りでない。

(目的)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「協定」という。）を実施するため、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）、消費税法（昭和六十三年法律第一百八号）、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）及び地方道路税法（昭和三十一年法律第一百四号）、石油ガス税法（昭和四十年法律第一百五十六号）並びに石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）の特例を設けることを目的とする。

(関税等を徴収する場合)

第二条 日本国政府、アメリカ合衆国政府及び日本国以外の国でアメリカ合衆国から相互防衛のための援助を受けている国の政府（以下「政府」と総称する。）以外の者が協定第六条の規定により関税、消費税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税若しくは石油石炭税（以下「関税等」という。）の免除を受けて資材、需品若しくは装備（以下「資材等」という。）を輸入し、又は製造場（石油ガスについては石油ガスの充てん場とし、原油、ガス状炭化水素又は石炭については原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場とする。以下同じ。）若しくは保税地域から移出し、若しくは引き取った場合において、当該資材等又はこれについて加工し、若しくはこれを原料として製造してできた製品で政府に引き渡すべきもの（以下「製品」という。）が、税關長又は税務署長の指定する期間内に、これらの物を受け取るべき政

府を受け取るべき政府に引き渡されたことについて政府の権限ある官憲による證明がされないときは、その輸入又は移出若しくは引取りの際当該資材等について関税等の免除を受けた者から、直ちにその免除に係る関税等を徴収する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 省 略

(免税輸入資材等の譲受けの制限等)

第四条 省 略

2 前項本文の規定の適用を受ける譲受けは、消費税法、揮発油税法、石油ガス税法及び石油石炭税法の規定の適用については、保税地域からの引取りとみなす。

3・4 省 略

(目的)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「協定」という。）を実施するため、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）、消費税法（昭和六十三年法律第一百八号）、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）及び地方道路税法（昭和三十一年法律第一百四号）、石油ガス税法（昭和四十年法律第一百五十六号）並びに石油税法（昭和五十三年法律第二十五号）の特例を設けることを目的とする。

(関税等を徴収する場合)

第二条 日本国政府、アメリカ合衆国政府及び日本国以外の国でアメリカ合衆国から相互防衛のための援助を受けている国の政府（以下「政府」と総称する。）以外の者が協定第六条の規定により関税、消費税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税若しくは石油税（以下「関税等」という。）の免除を受けて資材、需品若しくは装備（以下「資材等」という。）を輸入し、又は製造場（石油ガスについては石油ガスの充てん場とし、原油又はガス状炭化水素については原油又はガス状炭化水素の採取場とする。以下同じ。）若しくは保税地域から移出し、若しくは引き取った場合において、当該資材等又はこれについて加工し、若しくはこれを原料として製造してできた製品で政府に引き渡すべきもの（以下「製品」という。）が、税關長又は税務署長の指定する期間内に、これらの物を受け取るべき政

府に引き渡されたことについて政府の権限ある官憲による證明がされないときは、その輸入又は移出若しくは引取りの際当該資材等について関税等の免除を受けた者から、直ちにその免除に係る関税等を徴収する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 同 上

(免税輸入資材等の譲受けの制限等)

第四条 同 上

2 前項本文の規定の適用を受ける譲受けは、消費税法、揮発油税法、石油ガス税法及び石油税法の規定の適用については、保税地域からの引取りとみなす。

3・4 同 上

(免税調達資材等の譲受の制限等)

第五条 省略

2 省略

第五条 同上

(免税調達資材等の譲受の制限等)

2 同上

3 協定第六条の規定により揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油石炭税の免除を受けて調達された資材等又は製品等を譲り受けようとするときは、その譲受けの場所を当該資材等又は当該製品等に係る資材等を製造した製造場とみなして、その譲受けをこれらの資材等の当該製造場からの移出とみなし、その譲り受けようとする者をこれらの資材等の製造者（石油ガスについては石油ガスの充てん者とし、原油、ガス状炭化水素又は石炭については原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者とする。）とみなして、揮発油税及び地方道路税法、石油ガス税法又は石油石炭税法の規定を適用する。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

4 前項の規定により揮発油税法及び地方道路税法、石油ガス税法又は石油石炭税法を適用する場合においては、揮発油税法第三章、石油ガス税法第四章又は石油石炭税法第四章の規定にかかわらず、直ちに揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油石炭税を徴収する。

5・6 省略

3 協定第六条の規定により揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油税の免除を受けて調達された資材等又は製品等を譲り受けようとするときは、その譲受けの場所を当該資材等又は当該製品等に係る資材等を製造した製造場とみなして、その譲受けをこれらの資材等の当該製造場からの移出とみなし、その譲り受けようとする者をこれらの資材等の製造者（石油ガスについては石油ガスの充てん者とし、原油又はガス状炭化水素については原油又はガス状炭化水素の採取者とする。）とみなして、揮発油税法及び地方道路税法、石油ガス税法又は石油税法の規定を適用する。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

4 前項の規定により揮発油税法及び地方道路税法、石油ガス税法又は石油税法を適用する場合においては、揮発油税法第三章、石油ガス税法第四章又は石油税法第四章の規定にかかわらず、直ちに揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油税を徴収する。

5・6 同上

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一
部改正に伴う経過措置）

第一百六十二条 前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた石油税については、なお従前の例による。

第一百六十二条 附則第一百六十条の規定の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条の規定により石油税の免除を受けた原油、石油製品又はガス状炭化水素は、附則第一百六十条の規定の施行後に日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、附則第一百六十条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第二条第一項の規定を適用する。

第一百六十三条 附則第一百六十条の規定の施行前にした行為及び附則第一百六十一条の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る附則第一百六十条の規定の施

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

(目的)

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定を実施するため、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、消費税法（昭和六十三年法律第八百八号）、印紙税法（昭和四十二年法律第一十三号）、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）、地方道路税法（昭和三十年法律第八百四号）、石油ガス税法（昭和四十年法律第八百五十六号）、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）、とん税法（昭和三十一年法律第三十七号）、特別とん税法（昭和三十一年法律第三十八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十一号）、国税犯則取締法（明治三十二年法律第六十七号）、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）、塩事業法（平成八年法律第三十九号）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の特例を設けることを目的とする。

(所得税法等の特例)

第三条 国際連合の軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族、軍人用販売機関等、国際連合の軍隊又はその公認調達機関に対する所得税法、相続税法、消費税法、印紙税法、揮発油税法、地方道路税法、石油ガス税法又は石油石炭税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第八百十一号）の規定を準用する。

2 前項において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第七条第一項第一号、第

(目的)

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定を実施するため、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、消費税法（昭和六十三年法律第八百八号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、揮発油税法（昭和三十一年法律第五十五号）、地方道路税法（昭和三十一年法律第八百四号）、石油ガス税法（昭和四十年法律第八百五十六号）、石油税法（昭和五十三年法律第二十五号）、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）、とん税法（昭和三十一年法律第三十七号）、特別とん税法（昭和三十一年法律第三十八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十一号）、国税犯則取締法（明治三十二年法律第六十七号）、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）、塩事業法（平成八年法律第三十九号）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の特例を設けることを目的とする。

(所得税法等の特例)

第三条 国際連合の軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族、軍人用販売機関等、国際連合の軍隊又はその公認調達機関に対する所得税法、相続税法、消費税法、印紙税法、揮発油税法、地方道路税法、石油ガス税法又は石油税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第八百十一号）の規定を準用する。

2 前項において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第七条第一項第一号、第

十条第一項第一号、第十条の二第一項第一号又は第十条の三第一項第一号（軍用品についての消費税、揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油石炭税の免除）の規定により消費税、揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油石炭税の免除を受けた資産、揮発油、課税石油ガス又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭については、同法第十条第二項、第十条の二第二項又は第十条の三第二項（証明がない場合の揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油石炭税の徴収）及び同法第十一條（免税物品等の譲渡禁止等及び違反した場合の罰則）の規定を準用する。

（関税法等の特例）

第四条 国際連合の軍隊、その構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は軍人用販売機関等の輸入に係る物品に対する関税法、関税率法、消費税法、酒税法、たばこ税法、揮発油税法、地方道路税法、石油ガス税法、石油石炭税法又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の適用及び国際連合の軍隊が所有している船舶若しくは航空機又は全部用船契約により用船している船舶若しくは借り上げている航空機で、国際連合の軍隊のために又はその管理の下に、公の目的をもつて運航されているものに対する関税法、とん税法又は特別とん税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の規定を準用する。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一改正に伴う経過措置）

第一百六十五条 前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた石油税については、なお従前の例による。

第一百六十六条 附則第一百六十四条の規定の施行前に同条の規定による改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条又は第四条の規定により石油税の免除を受けた原油、石油製品又はガス状炭化水素は、附則第一百六十四条の規定の施行後に同条の規定による改正後の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条又は第四条の規定により石油石炭税の免除を受けたもの

十条第一項第一号、第十条の二第一項第一号又は第十条の三第一項第一号（軍用品についての消費税、揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油税の免除）の規定により消費税、揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油税の免除を受けた資産、揮発油、課税石油ガス又は原油若しくはガス状炭化水素については、同法第十条第二項、第十条の二第二項又は第十条の三第二項（証明がない場合の揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油税の徴収）及び同法第十一條（免税物品等の譲渡禁止等及び違反した場合の罰則）の規定を準用する。

（関税法等の特例）

第四条 国際連合の軍隊、その構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は軍人用販売機関等の輸入に係る物品に対する関税法、関税率法、消費税法、酒税法、たばこ税法、揮発油税法、地方道路税法、石油ガス税法、石油税法又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の適用及び国際連合の軍隊が所有している船舶若しくは航空機又は全部用船契約により用船している船舶若しくは借り上げている航空機で、国際連合の軍隊のために又はその管理の下に、公の目的をもつて運航されているものに対する関税法、とん税法又は特別とん税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の規定を準用する。

とみなして、同法第三条又は第四条の規定を適用する。

(輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律の一
部改正)

第一百六十七条 輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律の一
部を次のように
改正する。

(趣旨)

第一条 この法律は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）、酒税法（昭和二十一
八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（
昭和三十二年法律第五十五号）、地方道路税法（昭和三十年法律第一百四号）、石
油ガス税法（昭和四十年法律第一百五十六号）又は石油石炭税法（昭和五十三年法律
第二十五号）その他の内国消費税に関する法律（以下「消費税法等」という。）及
び国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定において定めるも
ののほか、輸入する物品に対する内国消費税の確定、納付、徵収及び免除等につ
いて定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると
いふによる。

- 一 「内国消費税」とは、消費税法等の規定により課される消費税、酒税、たば
こ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税又は石油石炭税をいう。
- 二 「課税物品」とは、消費税法第二条第一項第一号（定義）に規定する課税
貨物、酒税法第二条第一項（定義）に規定する酒類（以下この条において「酒
類」という。）、たばこ税法第三条（課税物件）に規定する製造たばこ、揮發
油税法第二条第一項（定義）に規定する揮発油（同法第六条（揮発油等とみな
す場合）の規定により揮発油とみなされる物を含む。）、石油ガス税法第三条
(課税物件)に規定する課税石油ガス又は石油石炭税法第三条（課税物件）に規定
する原油、石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭をいう。

二、七 省 略

(引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例)

第六条 課税物品を輸入の許可を受けて保税地域から引き取ろうとする者は、輸入
申告に併せて消費税法等の規定（石油石炭税法第十五条第二項（引取りに係る原

(趣旨)

第一条 この法律は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）、酒税法（昭和二十一
八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（
昭和三十二年法律第五十五号）、地方道路税法（昭和三十年法律第一百四号）、石
油ガス税法（昭和四十年法律第一百五十六号）又は石油石炭税法（昭和五十三年法律
第二十五号）その他の内国消費税に関する法律（以下「消費税法等」という。）及
び国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定において定めるもの
のほか、輸入する物品に対する内国消費税の確定、納付、徵収及び免除等につ
いて定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると
いふによる。

- 一 「内国消費税」とは、消費税法等の規定により課される消費税、酒税、たば
こ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税又は石油税をいう。
- 二 「課税物品」とは、消費税法第二条第一項第一号（定義）に規定する課税
貨物、酒税法第二条第一項（定義）に規定する酒類（以下この条において「酒
類」という。）、たばこ税法第三条（課税物件）に規定する製造たばこ、揮發
油税法第二条第一項（定義）に規定する揮発油（同法第六条（揮発油等とみな
す場合）の規定により揮発油とみなされる物を含む。）、石油ガス税法第三条
(課税物件)に規定する課税石油ガス又は石油石炭税法第三条（課税物件）に規定
する原油、石油製品、ガス状炭化水素をいう。

二、七 同 上

(引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例)

第六条 課税物品を輸入の許可を受けて保税地域から引き取ろうとする者は、輸入
申告に併せて消費税法等の規定（石油石炭税法第十五条第二項（引取りに係る原

油等についての課税標準及び税額の申告の特例)の規定を除く。)による引取りに係る課税標準及び税額の申告書又は引取りに係る課税標準の申告書を提出するものとする。

2 保税地域から引き取られる課税物品に係る消費税法第四十七条第一項(引取りに係る課税貨物についての納税申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る。)、酒税法第三十条の三第一項(引取りに係る酒類についての納税申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る。)、たばこ税法第十八条第一項(引取りに係る製造たばこについての納税申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る。)、揮発油税法第十一條第一項(引取りに係る揮発油についての納税申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る。)、石油ガス税法第十七条第一項(引取りに係る課税石油ガスについての納税申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る。)及び石油石炭税法第十四条第一項(引取りに係る原油等についての納税申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る。)(以下「特例申告」と総称する。)に係る申告書(以下「特例納税申告書」という。)は、前項の規定にかかわらず、当該特例納税申告書に係る課税物品につき提出する関税法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例申告書と併せて提出するものとする。この場合においては、当該課税物品に係る輸入の許可の日を引取りの日とみなしてこれらの規定を適用する。

3・4 省略

5 保税地域から引き取られる課税物品(石油石炭税法第三条(課税物件)に規定する原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭(第十二条及び第十六条において「原油等」という。)で同法第十五条第一項の承認を受けている者により引き取られるものを除く。第十九条において同じ。)に係る内国消費税に対する国税通則法第三十五条第三項(過少申告加算税等の納付)の規定の適用については、同項中「過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税(第六十八条第一項又は第二項(申告納税方式による国税の重加算税)の規定によるものに限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「過少申告加算税又は無申告加算税」と、「過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税」とあるのは「過少申告加算税又は無申告加算税を」と、「経過する日」とあるのは「経過する日(過少申告加算税であつて、当該一月を経過する日がその納付の基因となつた内国消費税(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第二条第一号(定義)に規定する内国消費税をいう。)に係る課税物品(同条第二号に規定する課税物品をいう。)の関税法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の

についての課税標準及び税額の申告の特例)の規定を除く。)による引取りに係る課税標準及び税額の申告書又は引取りに係る課税標準の申告書を提出するものとする。

2 保税地域から引き取られる課税物品に係る消費税法第四十七条第一項(引取りに係る課税貨物についての納税申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る。)、酒税法第三十条の三第一項(引取りに係る酒類についての納税申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る。)、たばこ税法第十八条第一項(引取りに係る製造たばこについての納税申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る。)、揮発油税法第十一條第一項(引取りに係る揮発油についての納税申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る。)、石油ガス税法第十七条第一項(引取りに係る課税石油ガスについての納税申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る。)及び石油石炭税法第十四条第一項(引取りに係る原油等についての納税申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る。)(以下「特例申告」と総称する。)に係る申告書(以下「特例納税申告書」という。)は、前項の規定にかかわらず、当該特例納税申告書に係る課税物品につき提出する関税法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例申告書と併せて提出するものとする。この場合においては、当該課税物品に係る輸入の許可の日を引取りの日とみなしてこれらの規定を適用する。

3・4 同上

5 保税地域から引き取られる課税物品(石油税法第三条(課税物件)に規定する原油若しくは石油製品又はガス状炭化水素(第十二条及び第十六条において「原油等」という。)で同法第十五条第一項の承認を受けている者により引き取られるものを除く。第十九条において同じ。)に係る内国消費税に対する国税通則法第三十五条第三項(過少申告加算税等の納付)の規定の適用については、同項中「過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税(第六十八条第一項又は第二項(申告納税方式による国税の重加算税)の規定によるものに限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「過少申告加算税又は無申告加算税」と、「過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税」とあるのは「過少申告加算税又は無申告加算税を」と、「経過する日」とあるのは「経過する日(過少申告加算税であつて、当該一月を経過する日がその納付の基因となつた内国消費税(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第二条第一号(定義)に規定する内国消費税をいう。)に係る課税物品(同条第二号に規定する課税物品をいう。)の関税法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による

規定による輸入の許可の日前であるものについては、当該輸入の許可の日」とする。

6 省略

(船用品又は機用品の積込み等の場合の免税)

第十二条 省略

2 関税法第二十三条第一項の規定による承認を受けて外国貨物である原油等を同項に規定する船用品又は機用品として本邦の船舶又は航空機に積み込むため保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る石油石炭税を免除する。

3・4 省略

(保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例)

第十六条 省略

2 保税工場又は総合保税地域における保税作業により、原油等を製品の原料として消費する場合には、石油石炭税法第五条第二項（引取りとみなす場合）の規定は、適用しない。この場合において、当該原油等を原料として製造された製品が関税定率法別表第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品、同表第二七一・一一項に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素又は同表第二七一〇・一九号に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固体燃料で石炭から製造したものに該当するときは、当該製品を石油石炭税法第三条（課税物件）に規定する石油製品又は外国から本邦に到着したガス状炭化水素若しくは石炭とみなして、石油石炭税法及びこの法律の規定を適用する。

3・7 省略

8 第二項前段の規定の適用を受けた原油等を原料として製造した製品で次項の規定の適用を受けるもの以外のものを保税地域から引き取り、又は保税地域において消費（保税工場又は総合保税地域における保税作業による原料としての消費を除く。）をする場合には、当該製品を引き取る者又は当該消費をする者が、その引取り又は当該消費の時に、当該製品の原料として消費した原油等を保税地域から引き取るものとみなして、石油石炭税法及びこの法律の規定を適用する。ただし、当該製品が、第二項後段の規定により石油石炭税法第三条に規定する石油製品又は外品又は外国から本邦に到着したガス状炭化水素若しくは石炭とみなされるもので

6 同上

(船用品又は機用品の積込み等の場合の免税)

第十二条 同上

2 関税法第二十三条第一項の規定による承認を受けて外国貨物である原油等を同項に規定する船用品又は機用品として本邦の船舶又は航空機に積み込むため保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る石油税を免除する。

3・4 同上

(保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例)

第十六条 同上

2 保税工場又は総合保税地域における保税作業により、原油等を製品の原料として消費する場合には、石油税法第五条第二項（引取りとみなす場合）の規定は、適用しない。この場合において、当該原油等を原料として製造された製品が関税定率法別表第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品又は関税定率法別表第二七一・一一項に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素に該当するときは、当該製品を石油税法第三条（課税物件）に規定する石油製品又は外国から本邦に到着したガス状炭化水素とみなして、石油税法及びこの法律の規定を適用する。

3・7 同上

8 第二項前段の規定の適用を受けた原油等を原料として製造した製品で次項の規定の適用を受けるもの以外のものを保税地域から引き取り、又は保税地域において消費（保税工場又は総合保税地域における保税作業による原料としての消費を除く。）をする場合には、当該製品を引き取る者又は当該消費をする者が、その引取り又は当該消費の時に、当該製品の原料として消費した原油等を保税地域から引き取るものとみなして、石油税法及びこの法律の規定を適用する。ただし、当該製品が、第二項後段の規定により石油税法第三条に規定する石油製品又は外國から本邦に到着したガス状炭化水素とみなされるものであり、かつ、第十二条

あり、かつ、第十二条第一項から第三項まで、第十三条第三項又は政令で定める他の法律の規定により石油石炭税の免除を受けて保税地域から引き取られるためのものである場合には、この限りでない。

9 第二項前段の規定の適用を受けた原油等を原料として製造した製品で関税法第五十八条の二（保税作業による製品に係る納税申告等の特例）（同法第六十二条の十五において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けるものについては、同法第五十八条の二の保税工場の許可を受けた者又は保税作業を総合保税地域において行う者が、同条の規定による輸入の許可を受けた時に、当該製品の原料として消費した原油等を保税地域から引き取るもののみにして、石油石炭税法及びこの法律の規定を適用する。

10 ↳ 13 省略

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百六十八条

前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた石油税については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項、第十三条第三項若しくは第二項又は第十三条第三項の規定により石油税の免除を受けた原油、石油製品又はガス状炭化水素は、前条の規定の施行後に同条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第三項の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、同法第十二条第一項、第十二条第四項又は第十三条第五項において準用する関税定率法第十五条第二項、第十六条第二項若しくは第十七条第四項の規定を適用する。

3 前条の規定の施行前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第一百六十九条 地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一項から第三項まで、第十三条第三項又は政令で定める他の法律の規定により石油税の免除を受けて保税地域から引き取られるためのものである場合には、この限りでない。

9 第二項前段の規定の適用を受けた原油等を原料として製造した製品で関税法第五十八条の二（保税作業による製品に係る納税申告等の特例）（同法第六十二条の十五において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けるものについては、同法第五十八条の二の保税工場の許可を受けた者又は保税作業を総合保税地域において行う者が、同条の規定による輸入の許可を受けた時に、当該製品の原料として消費した原油等を保税地域から引き取るもののみにして、石油税法及びこの法律の規定を適用する。

10 ↳ 13 同上

別表第一 第一号法定受託事務（第一条第十項関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用

別表第一 第一号法定受託事務（第一条第十項関係）

備考 同 上

語の意義及び字句の意味によるものとする。

法 律	事 務	法 律	事 務
省 略	省 略	同 上	同 上
租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものの四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十一号ハ及び第十三号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十号及び第十二号並びに第三十七条第一項の表の第十四号の上欄に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十二号ハ及び第十三号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十号及び第十一号並びに第六十五条の七第一項の表の第十五号の上欄に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十 八項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務	都道府県が処理することとされている第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十一号ハ及び第十二号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十号及び第十二号並びに第三十七条第一項の表の第十四号の上欄に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十一号ハ及び第十二号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十号及び第十二号並びに第六十五条の七第一項の表の第十五号の上欄に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十 八項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務	都道府県が処理することとされている第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十一号ハ及び第十二号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十号及び第十二号並びに第三十七条第一項の表の第十四号の上欄に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十一号ハ及び第十二号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十号及び第十二号並びに第六十五条の七第一項の表の第十五号の上欄に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十 八項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務
準用する場合を含む。）の通知に関する事務			

法 律	事 務	法 律	事 務
同 上	同 上	同 上	同 上
準用する場合を含む。）の通知に関する事務			

(農業協同組合合併助成法の一部改正)

第一百七十条 農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十一條 削除

(準用)

第十四条 支援法人については、第六条第一項から第四項まで、第八条及び第九条の規定を準用する。この場合において、第六条第二項から第四項まで、第八条及び第九条中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第六条第二項中「前項」とあるのは「第十二条」と、第九条第一項及び第二項中「第七条各号」とあるのは「第十三条各号」と、同条第三項及び第四項中「第六条第一項」とあるのは「第十二条」と読み替えるものとする。

(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正)

第一百七一条 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

(一般会計からの繰入れ)

第四条 政府は、石油及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の石油石炭税の収入額の予算額及び当該年度の前年度以前の各年度の石油石炭税(所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第号)第九条の規定による改正前の石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)の規定による石油税を含む。)の収入額の決算額(当該年度の前年度については、予算額。以下この条において同じ。)を合算した額から当該年度の前年度以前の各年度の一般会計からの会計への繰入金の決算額を合算した額に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。ただし、当該年度における石油及びエネルギー需給構造高度化対策に

(負担金についての損金算入の特例)

第十一條 推進法人が行う第七条第一号から第五号までに掲げる業務に係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、損金算入の特例の適用があるものとする。

(準用)

第十四条 支援法人については、第六条第二項から第四項まで、第八条、第九条及び第十一条の規定を準用する。この場合において、第六条第二項から第四項まで、第八条及び第九条中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第六条第二項中「前項」とあるのは「第十二条」と、第九条第一項及び第二項中「第七条各号」とあるのは「第十三条各号」と、同条第三項及び第四項中「第六条第一項」とあるのは「第十二条」と、第十一条中「第七条第一号から第五号まで」とあるのは「第十三条第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

(一般会計からの繰入れ)

第四条 政府は、石油及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の石油税の収入額の予算額及び当該年度の前年度以前の各年度の石油税の収入額の決算額(当該年度の前年度については、予算額。以下この条において同じ。)を合算した額から当該年度の前年度以前の各年度の一般会計からの会計への繰入金の決算額を合算した額に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。ただし、当該年度における石油及びエネルギー需給構造高度化対策に

控除した額に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。ただし、当該年度における石油及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用に照らしてその金額の一部につき繰り入れる必要がないと認められるときは、当該年度においては、当該一部の金額につき繰り入れないことができる。

(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第一百七十二条 前条の規定による改正後の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の規定は、平成十五年度分の予算から適用する。

2 平成十五年度に限り、前条の規定による改正後の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法第四条中「当該年度の石油石炭税の収入額の予算額及び当該年度の前年度以前の各年度の石油石炭税（所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百五号）第九条の規定による改正前の石油税法（昭和五十三年法律第二百五号）の規定による石油税を含む。）」とあるのは、「当該年度の所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百五号）第九条の規定による改正前の石油税法（昭和五十三年法律第二百五号）の規定による石油税（以下この条において「石油税」という。）及び石油石炭税の収入額の予算額並びに当該年度の前年度以前の各年度の石油税」とする。

(漁業協同組合合併促進法の一部改正)

第一百七十三条 漁業協同組合合併促進法の一部を次のように改正する。

(負担金についての損金算入の特例)

第十四条 推進法人が行う第十条第一号から第五号までに掲げる業務に係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二百六号）で定めるところにより、損金算入の特例の適用があるものとする。

(事務の区分)

第十四条 省略

(農業振興地域の整備に関する法律の一一部改正)

第一百七十四条 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条 同上

要する費用に照らしてその金額の一部につき繰り入れる必要がないと認められるときは、当該年度においては、当該一部の金額につき繰り入れないことができる。